

電気料金種別定義書

【 Aプラン 】

2025年6月1日実施

株式会社美作国電力

1 定義

- 電気料金種別定義書【Aプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款【低圧・個人】、【低圧・法人】（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- 本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。
- 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。
- 本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

2 実施期日

本定義書は、2025 年 6 月 1 日より実施するものとします。

3 適用

1 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用致します。

北海道、東北、東京 中部、北陸、九州	契約電流が10アンペア以上であり、 かつ60アンペア以下であること。
関西、中国、四国	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	（イ）契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
	（ロ）当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
関西、中国、四国	（ハ）最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。

5 電気料金

- 1 料金は、基本料金、従量料金、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 1（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。
基本料金、従量料金は、8・電気料金表のとおりとします。

6 契約電力の変更

- 1 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- 2 お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- 3 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7 本定義書の変更および廃止

- 1 当社は、本定義書を変更する場合には、
電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更）に準じます。
- 2 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- 3 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付
および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 第2条（電気供給約款の変更）
(2)および(3)に準じます

8 電気料金表

1 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、
契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

エリア	最低月額料金		従量料金単価	
中国エリア	最初の15kWhまで	660.00 円	16～120kWhまでの1kWhにつき	32.90 円
			121～300kWhまでの1kWhにつき	39.00 円
			301kWh以降の1kWhにつき	39.33 円

2 燃料費調整

燃料費調整額は供給エリアのみなし小売電気事業者が公表する低圧供給に適用する燃料費調整単価
に準じます。